

傍聴要領

瀬峰公民館整備検討委員会

- 1 傍聴する場合の手続（※当日、先着順に傍聴者を決定する場合）
忘れ物等の連絡をする場合に備え、氏名、住所、電話番号等を別紙に記入してください。
- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
 - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
 - (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - (7) 会議場においては、携帯電話、ラジオ、ポケットベル等の電源を切ってください。
 - (8) 帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用又は携帯しないこと。
 - (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。
- 3 傍聴席に入ることのできない者
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
 - (3) 係員の指示に従わない者
 - (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

別紙

傍聴人受付簿

開催年月日 令和8年6月26日（金曜日）

会議等の名称 第5回瀬峰公民館整備検討委員会

番号	氏名（団体の場合はその名称及び傍聴者の氏名）	住所及び連絡先（電話番号）	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

会議開催予定のお知らせ

1. 会議の名称	第5回瀬峰公民館整備検討委員会
2. 会議の開催日時	令和8年6月26日 金曜日 午後7時00分から午後8時30分まで
3. 会議の開催場所	瀬峰総合支所 会議室
4. 会議の内容	・報告(1)第4回瀬峰公民館整備検討 委員会の協議内容について ・協議(1)瀬峰公民館整備に関する 方向性について (2)今後の予定について
5. 会議の公開又は非公開の別	公開
6. 非公開の場合の理由	
7. 傍聴者の定員	10人(当日の先着順)
8. 傍聴の手続き	会場入口で受付
9. その他必要な事項	
10. 問い合わせ先	栗原市教育委員会 教育部社会教育課 生涯学習係 TEL 0228-42-3514 FAX 0228-42-3518